

問 1

(1) (5点)

① 損金不算入 内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、各事業年度の損金の額に算入しない。
② 帳簿価額 ①の評価換えにより減額された金額を損金の額に算入されなかった資産については、その事業年度以後の帳簿価額は、その減額がされなかったものとみなす。

(2) (13点) 問題文で評価損が認められる特定の事実だけの解答要求のため、特定の事実だけ解答で問題ないです。

① 災害等（物損等）及び法的整理の事実による評価換え
内国法人の有する資産につき、次の資産ごとにそれぞれの事実及び法的整理の事実が生じたことによりその資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなるにおいて、その内国法人がその資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額した金額のうち、その評価換え直前の帳簿価額とその事業年度終了時の価額との差額に達するまでの金額は、その事業年度の損金の額に算入する。
a 棚卸資産 イ 災害による著しい損傷 ロ 著しく陳腐化 ハ イ又ロに準ずる特別の事実
b 有価証券 イ 上場有価証券等（企業支配株式等を除く。）の価額が著しく低下したこと。 ロ イに規定する有価証券以外の有価証券について、その有価証券を発行する法人の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下したこと。 ハ ロに準ずる特別の事実
c 固定資産 イ 災害による著しい損傷 ロ 1年以上遊休状態 ハ 本来の用途に使用できないため、他の用途に使用 ニ 所在場所の状況が著しく変化 ホ イからニまでに準ずる特別の事実
d 繰延資産のうち他の者の有する固定資産を利用するために支出されたもの イ その繰延資産となる費用の支出の対象となった固定資産につきcイからニまでに掲げる事実その他特別の事実が生じたこと。
② 会社更生法等による評価換え
内国法人がその有する資産につき、更生計画認可の決定があったことにより会社更生法等の規定に従って行う評価換えをしてその帳簿価額を減額した金額は、その事業年度の損金の額に算入する。
③ 民事再生法等による評価換え
内国法人について再生計画認可の決定があったことその他これに準ずる事実が生じた場合において、その内国法人がその有する資産の価額につき一定の評定を行っているときは、その資産の評価損の額として一定の金額は、原則の規定にかかわらず、その事業年度の損金の額に算入する。

(3) (12点)

事実 関係	損金算入の可否とその理由
1	損金算入されない 過剰生産による時価の下落は物損等の事実には該当しないため
2	損金算入される 災害による商品の著しい損傷は物損等の事実には該当し、評価換えにより、損金経理によりその帳簿価額を減額しているため
3	損金算入されない 時価が著しく下落（有価証券の当期末における価額がその時の帳簿価額のおおむね50%相当額を下回ること）していないため、ただし、売買目的有価証券である場合は損金算入
4	損金算入されない 旧式化による陳腐化は物損等の事実には該当せず、減価償却により損金算入すべきものであるため

問2

(1) (5点)

① 普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの（大法人による完全支配関係があるものを除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの
② 公益法人等又は協同組合等
③ 人格のない社団等

(2) (10点)

① 中小法人等
内国法人の各事業年度開始の日前10年（一定の場合は9年）以内に開始した事業年度において生じた欠損金額（すでに損金の額に算入されたもの及び欠損金の繰戻し還付の計算の基礎となったものを除く。）がある場合には、その欠損金額相当額は、この規定等適用前の所得金額を限度として、その各事業年度の損金の額に算入する。
② 中小法人等以外の内国法人
損金算入額についてはイについては①と同じであるが、ロについては①と異なり、次の金額を限度とする。
イ 次に掲げる内国法人
普通法人のうち、その事業年度終了時の資本金の額が1億円以下であるもの（大法人による完全支配関係があるものを除く。）又は資本を有しないもの
(イ) 更生手続開始の決定の日から当該更生手続開始の決定に係る更生計画認可の決定の日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度である法人
(ロ) 再生手続開始の決定の日から当該再生手続開始の決定に係る再生計画認可の決定の日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度である法人
(ハ) 設立の日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度である法人 など
ロ イ以外の内国法人… この規定等適用前の所得金額の50%相当額

(3) (5点)

① 欠損金額の発生事業年度について青色申告書である確定申告書を提出していること。
② その後において連続して確定申告書を提出していること。
③ 欠損金額の発生事業年度に係る一定の帳簿書類を保存していること。

問 1

(1)①

<p>(1) Aグループ A 700株 + B 50株 + E 200株 = 950株</p> <p>(2) Cグループ C 150株 + I 400株 = 550株</p> <p>(3) Dグループ D 200株 + G 200株 = 400株</p> <p>(4) <math>\frac{(1)+(2)+(3)}{2,000株} = 95\%</math> (計算過程★) &gt; 50% ∴ 同族会社</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

②

対象者	判定	判定過程
B	使用人兼務役員★	工場長という使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事しており、本人判定で5%超所有していないため、使用人兼務役員★
C	役員★	期首から9月までは、50%超基準（法人全体ではじめて50%超となるグループに所属）、10%超基準（所属グループの所有割合）、5%超基準（本人判定）のすべてを満たしているため、使用人兼務役員になれない。★ また、10月から期末までは、常務であるため、使用人兼務役員になれない。
E	みなし役員★	使用人以外の者であり、経営に従事しているため★
G	そのいずれにも該当しない者★	50%超基準（法人全体ではじめて50%超となるグループに所属）を満たさないため★ ただし、役員の親族であるため、特殊関係使用人

(2)

対象者	損金不算入額	理由（計算過程）
D	★100,000円	事前に定められたものではないため、定期同額給与に該当せず、事前確定届出給与、業績連動給与のいずれにも該当しないため★ $(550,000 - 500,000) \times 2$ （4月及び5月）=100,000円
F	★2,400,000円	1月以下の一定の期間ごとの給与ではないため、定期同額給与に該当せず、同族会社のため、他に定期の給与を受けていなくても事前確定届出給与の届け出は必要で、事前確定届出給与、業績連動給与のいずれにも該当しないため★
C	★500,000円	期首から使用人兼務役員とされない役員であるため、6月使用人分賞与については、役員分賞与となり、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与のいずれにも該当しないため★
G	★1,000,000円	役員の親族であるため、特殊関係使用人に該当し、適正額を超える過大支給分が損金不算入★ $6,000,000 - 5,000,000 = 1,000,000$ 円

(3)

臨時改定事由に基づくため、事前確定届出給与の届出を次のうちいずれか遅い日までに提出

(イ) 臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日★

(ロ) 通常届出の場合の届出書の提出期限

(4)

損金不算入額	計算過程
★1,600,000円	<p>① 実質基準</p> <p>A <math>(18,000,000 + 1,100,000 \times \frac{9}{12}) - 19,000,000 &lt; 0 \quad \therefore 0</math></p> <p>B <math>7,200,000 - 6,000,000 = 1,200,000</math>円</p> <p>H <math>2,400,000 - 2,000,000 = 400,000</math>円</p> <p>合計 1,600,000円</p> <p>② 形式基準</p> <p>(イ) 取締役</p> <p><math>(60,400,000 + A 1,100,000 \times \frac{9}{12} - ※4,800,000 - E 4,800,000 - D 100,000 - F 2,400,000 - C 500,000 - G 6,000,000) - 42,000,000 = 625,000</math>円</p> <p>※ B 4,800,000円 &lt; 5,000,000円 <math>\therefore 4,800,000</math>円</p> <p>(ロ) 監査役</p> <p><math>2,400,000 - 2,400,000 - 3,600,000 &lt; 0 \quad \therefore 0</math></p> <p>(ハ) (イ) + (ロ) = 625,000円 ★</p> <p>③ ① &gt; ② <math>\therefore 1,600,000</math>円</p>

問 2

税務上調整すべき金額	計算過程
<p>本社事務所建物減価償却超過額 (加算) 796,000円★</p> <p>J工場用建物減価償却超過額 (加算) 8,102,947円★</p> <p>エレベーター減価償却超過額 (加算) 455,200円★</p>	<p>1. 本社事務所建物</p> <p>(1) 償却限度額 <math>(240,000,000 + 800,000) \times 0.020 \times \frac{3}{12} = 1,204,000</math> 円</p> <p>(2) 償却超過額 <math>(1,200,000 + 800,000) - (1) = 796,000</math> 円</p> <p>2. J工場用建物</p> <p>(1) 耐用年数</p> <p>① 判定 <math>2,500,000</math> 円 <math>\leq</math> ※<math>16,240,000 \times 50\% = 8,120,000</math> 円 ∴ 簡便法 <math>= 12,500,000</math> 円 ∴ 折衷法 ※ <math>10,500,000 + 240,000 + 5,500,000 = 16,240,000</math> 円</p> <p>② 耐用年数 (計算過程★) <math>(24 - 11) + 11 \times 20\% = 15.2 \rightarrow 15</math> 年</p> <p>(2) 償却限度額 <math>18,740,000 \times 0.067 \times \frac{8}{12} = 837,053</math> 円</p> <p>(3) 償却超過額 <math>(700,000 + 240,000 + 8,000,000) - (2) = 8,102,947</math> 円</p> <p>3. エレベーター</p> <p>(1) 耐用年数 (計算過程★) <math>(17 \text{年} \times 12 \text{月} - \text{※}56 \text{月}) + \text{※}56 \text{月} \times 20\% = 159.2</math> 月 ※ <math>4 \text{年} \times 12 \text{月} + 8 \text{月} = 56 \text{月}</math> <math>159.2 \text{月} \div 12 \text{月} = 13.2 \text{年} \rightarrow 13</math> 年</p> <p>(2) 償却限度額 <math>(3,300,000 + 300,000) \times 0.077 \times \frac{8}{12} = 184,800</math> 円</p> <p>(3) 償却超過額 <math>(340,000 + 300,000) - (2) = 455,200</math> 円</p>

問 3

(1)①

X社は甲社の発行済株式等の総数の全部を保有し、甲社は丁社の発行済株式等の総数の全部を保有し、丁社は戊社の発行済株式等の総数の全部を保有しているため、X社と戊社は、当事者間の完全支配関係（一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係として一定の関係）にある。★

※ 発行済株式等から、発行済株式の総数のうちに発行人の役員等に付与された新株予約権株式の行使によって取得された発行人の株式の占める割合が5%に満たない場合の当該株式を除かれる。★

②

甲社、乙社、丁社★

③

会社名	判定理由
乙社★	発行済株式等の総数の全部を保有しているか否かの判定の発行済株式等から、除かれる株式等は、当該法人の使用人が組合員となっている民法第667条に規定する組合契約による組合の当該主たる目的に従って取得された当該法人の株式の占める割合が5%に満たない場合であることから、X社は、乙社の発行済株式等の総数の全部を保有しないことになるため★

(2)

区分	税務上調整すべき金額	計算過程
K	調整すべき金額がない	帳簿価額が1,000万円未満のため、譲渡損益調整資産に該当しないため★
L	譲渡損益調整勘定繰入額（加算） 7,200,000円★ 譲渡損益調整勘定戻入額（減算） 150,000円★	28,000,000 - 20,800,000 = 7,200,000円  $7,200,000 \times \frac{6}{24 \text{年} \times 12 \text{月}} = 150,000 \text{円}$

(2) 続き

区分	税務上調整すべき金額	計算過程
M	譲渡損益調整勘定繰入額（減算） 4,000,000円★	$22,000,000 - 18,000,000 = 4,000,000$ 円

(3)

区分	税務上調整すべき金額	計算過程
⑥	譲渡損益調整勘定戻入額（減算） 7,050,000円★	$7,200,000 - 150,000 = 7,050,000$ 円
⑦	調整すべき金額がない	棚卸資産は譲渡損益調整資産に該当しないため★
⑧	譲渡損益調整勘定戻入額（加算） 3,000,000円★	$1,500株 \leq 2,000株 \therefore 4,000,000 \times \frac{1,500株}{2,000株} = 3,000,000$ 円

税務上調整すべき金額	計算過程
圧縮積立金認定損（減算） 40,000,000円 圧縮積立金積立超過額 （加算）17,250,000円★ P譲渡損益調整勘定繰入額（減算） 15,250,000円★	1. 買換え (1) 差益割合 $\frac{58,000,000 - (20,000,000 + 300,000)}{58,000,000} = 0.65 \star$ (2) 圧縮限度額 $58,000,000 \text{円} > 70,000,000 \times \frac{350\text{m}^2 \times 5}{2,800\text{m}^2} = 43,750,000 \text{円} \quad \therefore 43,750,000 \text{円}$ $43,750,000 \times 0.65 \times 80\% = 22,750,000 \text{円}$ (3) 圧縮超過額 $40,000,000 - 22,750,000 = 17,250,000 \text{円}$ 2. P譲渡損益調整資産 $(58,000,000 - 20,000,000) - 22,750,000 = 15,250,000 \text{円}$

問 4

【別表五(一) 利益積立金額の計算に関する明細書】各行★

I 利益積立金額の計算に関する明細書				
区 分	期首現在 利益積立金額	当 期 の 増 減		差引翌期首現在 利益積立金額
		減	増	
前 払 役 員 給 与			275,000	275,000
本 社 事 務 所 用 建 物			796,000	796,000
J 工 場 用 建 物			8,102,947	8,102,947
エ レ ベ ー タ ー			455,200	455,200
L 譲 渡 損 益 調 整 勘 定	7,050,000	7,050,000		0
M 譲 渡 損 益 調 整 勘 定	△4,000,000	△3,000,000		△1,000,000
圧 縮 積 立 金			40,000,000	40,000,000
圧 縮 積 立 金 認 定 損			△40,000,000	△40,000,000
圧 縮 積 立 金 積 立 超 過 額			17,250,000	17,250,000
P 譲 渡 損 益 調 整 勘 定			△15,250,000	△15,250,000

配点： ★ 1つにつき1点

【合計50点】

## 第68回 税理士試験 法人税法 講評

### 第一問

本年度の理論は、資産の評価損制度及び青色欠損金の繰越控除制度の基本的知識を問う問題でした。ただ、問題文の読取りに注意を要する問題となっており、問題文に対応した解答が求められていました。

### 第二問

本年度の計算は、昨年と同様にボリューム及び難易度が標準的で、比較的、法人税法の学習を充分に行ってきた方から合格していくような内容となっています。ただし、例年と同様に時間配分を気を付けなければならず、別表五（一）Iが空白になってしまうと、合否に大きく影響を及ぼしそうです。

### 予想合格ボーダーライン

第一問では、基本的知識で十分な解答を作れる問題となっているため、問題文に対応した解答作成しているかが合格への鍵となりそうです。第二問では、簡単なところを確実に得点源とし、難易度が高いところで時間をロスせず、手を付けなかった問題を最小限に抑えられたかが、ポイントになるものと思われます。

第一問	第二問	合計
34～38点	28～33点	62～71点